

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年八月十五日から同月二十八日までの間縦覧に供します。

平成二十九年八月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所		
山本 孝	山辺郡山添村大字岩屋一七〇一番地	宇陀市室生下笠間三二五三番ほか四筆	
株式会社Sakura Farm	桜井市大字浅古一一〇〇番地の一	宇陀市大字陀小附一八三四番ほか二筆	
吉川 磨佐弘	高市郡明日香村大字八釣三五番地三	桜井市大字山田七五一番ほか一筆	
山口 公司	橿原市東竹田町五三八番地	橿原市田中町六九九番	

二 申請年月日

平成二十九年八月三日